

国際会計基準審議会 (IASB) ディレクター Michael Stewart 氏に訊く — 国際財務報告基準 (IFRS) 解釈指針委員会の活動状況 —



IASBインプリメンテーション活動担当ディレクター Michael Stewart

IASB客員研究員 倉持 亘一郎

IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクター 竹村 光広

公認会計士 田中 弘隆



左から、倉持亘一郎氏、Michael Stewart氏、田中弘隆氏、竹村光広氏

IFRS財団は、IFRSの解釈を行う組織として、IFRS解釈指針委員会 (IFRS-IC) を設置している。

本誌では、IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクターの竹村光広氏と公認会計士の田中弘隆氏をインタビューとして、国際会計基準審議会 (IASB) インプリメンテーション活動担当ディレクターのMichael Stewart氏とIASB客員研究員の倉持亘一郎氏にIFRS-ICの活動状況についてインタビューを行った。

インタビューでは、IFRS-ICにおける解釈指針、年次改善等の策定のプロセスをはじめ、最近の活動状況についてお話をうかがった。この機会に、是非、ご一読いただきたい。

(機関誌編集委員会)

1 はじめに

竹村 IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクターの竹村です。皆様、本日はご多忙のところ、インタビューにご参加いただきありがとうございます。

Michael Stewartさんは、国際会計基準審議会（IASB）のインプリメンテーション活動担当ディレクターでいらっしゃいます。IASBには5年在籍されています。

倉持巨一郎さんは、日本の監査法人の国際部門に入所され、日本だけではなく米国においても監査実務をされていました。その後、金融庁に勤務され、現在は、IASBの客員研究員をされています。

本日の進行は、田中弘隆さんをお願いしています。田中さんは監査法人のパートナーであり、2011年まで、ロンドンのグローバルのグループで、IFRS関連の会計ガイダンスの作成など、IFRSに関するテクニカルイシューのコンサルテーション業務をされていました。

田中 早速ですが、StewartさんはIASBに入る前、会計事務所でご活躍されていましたが、IFRSに関連する経験、そして、現在のインプリメンテーション活動担当ディレクターとしての役割を簡単にご説明いただけますか？

Stewart 会計事務所では、IFRS適用企業の監査を長年担当した後、IFRSテクニカル部門でIFRSに関するコンサルテーションを行いました。そこで基準の内容だけでなく、基準がどのように策定・開発されているのかも知りました。IASBでは、インプリメンテーション活動担当ディレ

クターをしておりますが、IFRS-ICの活動を支えることは、IASBの重要な役割の1つです。基準の適用に関連して生じる問題に対応しており、会計事務所での仕事内容と似ています。



IASBインプリメンテーション活動担当ディレクター Michael Stewart氏

田中 倉持さん、IASBでの役割を教えてくださいませんか？ 金融庁でお仕事をされていたときには、証券監督者国際機構（IOSCO）や国際監査・保証基準審議会（IAASB）の国際会議に、金融庁の企業会計専門官としてご出席されていたと聞いています。現在でも、IASBと規制当局の円滑な関係を築くため、IOSCOや欧州証券市場監督局（ESMA）との活動にも関与されているのですか？

倉持 IASBでは、主に、IFRS-ICの解釈問題に取り組んでいます。また、IASBの母体であるIFRS財団の活動の一環として、各国のIFRS適用状況の分析や規制当局との連携等に関する業務にも従事しています。規制当局は、会計基準に基づき作成された財務報告に対する「執行」を行い、また、IAASBは、国際的に高品質な監査を実施するための国際監査基準の設定を行っており、国際的な財務報告の比較可能性を実現するう

えで非常に重要な役割を担っていますので、これらの組織との円滑なコミュニケーションは重要です。IOSCOとIFRS財団は、さらなる連携を進めるため、2013年9月に、「IFRSの適用の首尾一貫性を国際的に高めるための共同プロトコル¹」に合意しました。

2 IFRS-ICの活動全般

田中 IFRS-ICは、IASBの組織の中で重要な役割を果たしていますが、その活動や役割を読者の皆様の中にはあまり知らない方もいらっしゃるかもしれません。IFRS-ICの活動の概要についてうかがいます。IFRSは原則主義の基準といわれますが、現在、100を超える国や地域で使われています。その原則の適用方法が明確ではない場合や各国固有の論点については、実務における適用方法にばらつきが生じることがあります。Stewartさん、IFRS-ICの役割と責任についてご説明いただけますか？

Stewart IFRS-ICは、IFRSに関連する会計上の論点に適時に取り組み、権威あるガイダンスである「IFRS解釈指針」（以下「解釈指針」という。）を作成することをIASBより付託されています。IFRS-ICには、世界のさまざまなステークホルダー（以下「利害関係者」という。）からサブミッション（論点をIFRS-ICの検討対象として、アジェンダに加えることを求めるリクエスト）や質問が寄せられます。IFRS-ICはサブミッションを分析し、解釈指針の作成が必要かどうかを判断し、必要と判断した場合には解釈指針を作成します。そのほか、解釈指針の開発だけではなく、「年次改善」や「狭い範囲の

修正」などの基準自体の小規模な改訂も審議します。ただし、IFRS-ICが判断をする際には必ずIASBと連携しますので、解釈指針の作成や基準の改訂に関する公開草案や最終基準の公表にあたり、IASBでも審議します。

(1) IFRS-ICでの検討プロセス

田中 解釈指針、年次改善又は狭い範囲の修正を策定するための実際のプロセスはどのようなものですか？

Stewart プロセスを説明するために簡単な図を作りました(図表1参照)。私たちは利害関係者からサブミッションを受け取ると、まず、予備調査(アウトリーチ)や提出者との電話やテレビによる会議を行い、論点の内容や懸念理由を確認します。その後、IFRS-ICの会議で論点を提起します。すべての論点が、2か月に一度公開の場で開催されるIFRS-ICの会議で議論されます。会議では、その論点をアジェンダに追加する(この場合、解釈指針や基準の改訂のための審議がその後の会議で行われる)か、却下する(この場合、その後の審議は行われぬ)かを決定します。その決定は、アジェンダ要件に照らして行われます。アジェン

ダ要件については後で詳しくお話しします。

IFRS-ICは、却下したすべての論点に関して、却下した理由を記載した短い文書(アジェンダ暫定決定)を公表し、60日間のコメント募集を行います。受領したコメントに基づいて、公開のIFRS-ICで再度議論し、最終的に判断します。最終的に却下することが確定した論点については、その結論を技術的に説明した「アジェンダ決定」を公表します。

一方、アジェンダに追加された論点は、解釈指針の作成あるいは基準の改訂(年次改善又は狭い範囲の修正)の形で、IFRS-ICが案を作成します。この案をIASBの公開会議で審議し、承認されれば、公開草案が公表されることになります。公開草案公表後は、IFRSの基準と同じデュール・プロセスに従います。

(2) アジェンダ決定

田中 IFRS-ICは、会議の都度、多くの論点についてアジェンダ追加の可否を審議していますが、アジェンダに追加される論点は多くありません。これは却下された論点が多いということですが、どのように判断しているのですか。

Stewart アジェンダ要件に照ら

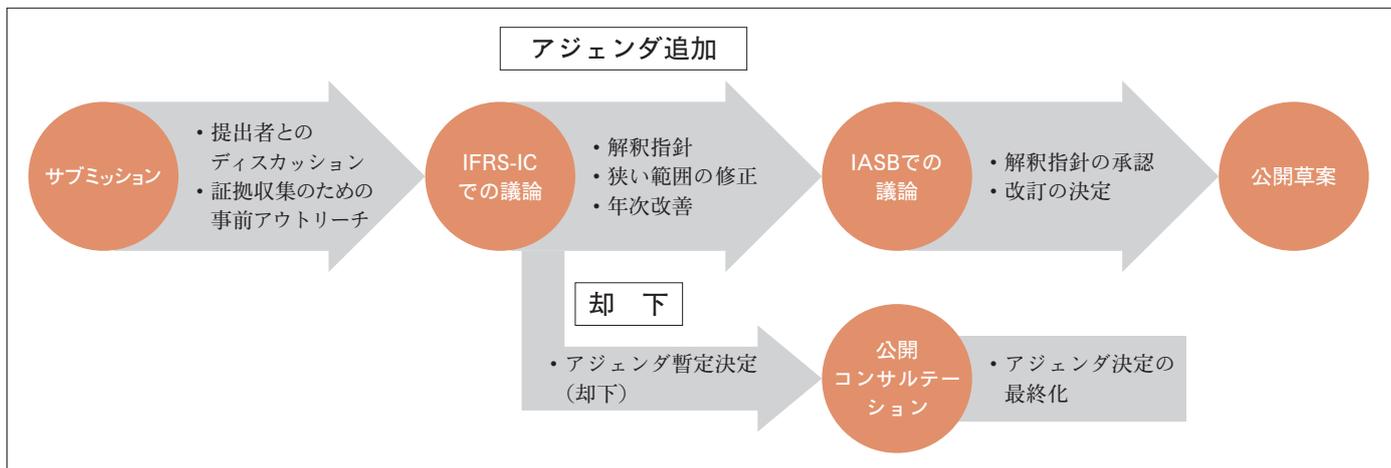
して判断します。主要な要件は、論点が広く存在しており、実務にばらつきがあり、論点が限定的でもなければ広範すぎもしないことです。

論点が広範な場合は、IFRS-ICではなくIFRSの主要プロジェクトでIASBが扱うべきものになります。論点が限定的すぎるものは、特定の取引や特定の企業だけに係る論点を指しますが、利害関係者が限定されてしまうため、アジェンダとして取り上げません。

また、IFRSが原則主義であり、適用する場合に判断が求められるため、実務に適用上のばらつきが生じることがあります。適用のばらつきが財務諸表の比較可能性を損なう場合には、アジェンダに追加することを検討します。ただし、ばらつきがある論点でも、基準の中に、すでに十分なガイダンスが存在する場合には、却下することもあります。

2013年に却下した論点は16でしたが、そのうち9つは、基準に十分なガイダンスがあると判断したものであり、アジェンダ決定の中で基準に基づく技術的な回答を示しています。16の論点が却下されたといっても、そのうち9つに対しては基準の適用に関する回答を示していたという点

【図表1】



は重要です。

田中 アジェンダ決定として公表される却下通知は、IASBのウェブサイト上の「IFRIC Update」ページに掲載されます。通知の中に書かれた内容自体がIFRSの解釈であると考えの人がいますが、これは厳密には正しくないのですよね？

Stewart アジェンダ決定は、教育的な性質のものだといえると思います。例えば、IFRSの適用に関する専門家で構成されるIFRS-ICの14名のメンバー（日本からは湯浅一生氏が参加）が、ある論点のガイダンスが基準に存在していると判断した場合、その情報を利害関係者と共有することは有用です。

(3) 独自の解釈指針

田中 次に、各国の会計基準設定主体による「独自の解釈指針（own interpretation）」についてお聞きしたいと思います。2014年5月に公表されたIASBと他国の会計基準設定主体との「憲章（グローバルな財務報告基準の開発及び維持管理のための協働）²⁾」の第51項では、各国の会計基準設定主体は、限られた状況を除き、IFRSに関する独自の解釈指針を作成することを控えるよう求めています。これは、自国に固有の論点のアジェンダに追加されなかった場合は、限られた状況に該当するととらえて、各国の会計基準設定主体が自ら独自の解釈指針を作成することが認められると考えてよいのでしょうか？

Stewart ご指摘の憲章は、IASBと会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）の間の取決めのことですね。この憲章は、建設的な協力を実現するための枠組みについて定めています。ご指摘のとおり、各国の会

計基準設定主体は限られた状況を除いて、IFRSに関する独自の解釈指針を作成することを控えることが想定されています。憲章は、ある会計基準設定主体が独自の解釈指針を公表する場合、誤ったIFRSの解釈ではないという合理的な確証を得ること、また、他者に問題を生じさせないことを確認するよう求めています。

IFRSは世界100か国以上で適用されています。その100か国以上の会計基準設定主体がそれぞれ独自の解釈指針を公表したら、参照すべき解釈指針が混在し、混乱が生じます。そのため、可能な限り世界が一体となって取り組む必要があります。

しかし、ある特定の国にその国特有の法律があり、また、その国にしか存在しない固有の実務があるという特殊なケースが仮に存在する場合、その固有の取引にかかる論点について、IFRS-ICが、その国の特殊な取引にしか適用できない解釈指針を細かく示すことはないでしょう。

1つ例を挙げましょう。以前、ドイツがドイツ固有の退職金制度に関する論点をIFRS-ICに提出しました。議論の末、IFRS-ICは、IAS第19号「従業員給付」をはじめとする既存の基準から会計処理を導き出すことができると結論づけ、2012年にアジェンダ決定を公表しました。これに対してドイツの会計基準設定主体は、IFRS-ICの結論を分析し、その結論に基づく適用方法をサポートする独自の教育的ガイダンスを公表しました³⁾。これは、IFRS-ICで検討した後に、一国固有の論点について、自国の会計基準設定主体が、IFRS-ICのアジェンダ決定を補完する教育的ガイダンスを公表した例になります。

竹村 ドイツが教育的ガイダン

スを公表した経緯を確認させてください。この例では、アジェンダ要件のうち、論点が広く存在しておらず範囲が狭すぎることで却下されたと思われませんが、そのように却下された場合、各国の基準設定主体が独自の解釈指針を公表できるということでしょうか？

Stewart このドイツの事例において、IFRS-ICが却下した理由は、論点が広く存在していないことや範囲が狭すぎることではありません。既存の基準に十分なガイダンスがあると判断したためです。IFRS-ICがこのように判断した後に、ドイツの会計基準設定主体が固有の論点について教育的ガイダンスを公表しました。ここで重要なのは、先にIFRS-ICがグローバルな観点で検討していたということです。

竹村 私の懸念は、ある国の会計基準設定主体がそうした独自の教育的ガイダンスを公表した後に、他の国で類似の取引が生じ、その国がまた別の独自の教育的ガイダンスを公表した場合に、実務にばらつきが生じてしまうことです。IFRS-ICが特定の論点を却下した場合でも、各国は自由に教育的ガイダンス等の独自の解釈指針を策定できるというわけではないのですよね。IFRS-ICのアジェンダ決定には基礎となる考え方が示されているわけですから。

Stewart 会計基準設定主体が自由に独自の解釈指針を定められるわけではなく、IFRSとの整合性が求められます。憲章では、具体的な検討ステップに加えて、論点が地域固有の論点であること、そして、特有の論点の緊急対応のための暫定措置であることについて言及しています。

竹村 各国が独自の解釈指針を

作成したとしても、その論点が他国にもみられ、IASBやIFRS-ICがアジェンダに加えた場合には、その独自の解釈指針はそれまでの暫定的なものだったということになりますね。

Stewart ある国固有であった論点が、その後、広く認められた場合には、IFRS-ICが再度論点を検討し、実務における適用状況を確認したうえで、対応を見直すことも考えられます。

倉持 IFRS-ICのプロセスは、日本の方々にはなじみのないものだと思いますので、改めてプロセスを振り返ります。まず、利害関係者が論点を識別した場合に、IFRS-ICにサブミッションをします。IFRS-ICは、その論点を、アジェンダ要件に照らして、基準の改訂や解釈指針の作成を審議するアジェンダとするか、却下するかを判断します。アジェンダに追加されれば解釈指針等が作成され、却下されればアジェンダ決定が公表されます。このアジェンダ決定には、却下理由や、論点に対して現行基準をどのようにあてはめることができるのかといった、さまざまな情報が含まれます⁴。これは教育的なものという位置づけではありますが、IFRSを具体的にどのように適用するかに関して非常に重要な情報が含まれており、利害関係者にとっても有用なものだと思います。

(4) サブミッション

竹村 具体的にどれくらいのサブミッションがありますか？ IFRSは100か国以上で適用されていますので、多くのサブミッションがあるのではないかと思います。

Stewart 2013年は32のサブミッションがありました。

竹村 32というのは思ったほど

の数ではありませんね。

Stewart 一部の利害関係者は、IFRS-ICにサブミッションをする前に、利害関係者同士で話し合いを行っているため、数がある程度までに抑えられています。例えば、カナダの会計基準設定主体は、自国でIFRSのディスカッション・グループ⁵を立ち上げました。このディスカッション・グループは公開の会議を開催し、さまざまな論点を議論します。議論することで、実務における方向性を知ることができ、実務のばらつきを少なくすることができます。議論の結果、IFRS-ICへのサブミッションが有用と判断された論点についてのみサブミッションを行います。

竹村 カナダの会計基準設定主体は、IFRS-ICにサブミッションをする前に議論するプロセスがあるのですね。

Stewart はい。ただし、このディスカッション・グループが独自のガイダンスを公表することはありません。IFRS-ICにサブミッションをする論点を特定する手助けをしているだけです。

竹村 そのようなディスカッション・グループはとても賢明だと思います。少し前に私もIFRS-ICで働いていましたが、サブミッションをする前に関係者と議論し、論点を正しく理解し、サブミッションをすることが適切なアプローチかどうかを再考するという、事前の議論は有効だと思います。日本でも同じようなことができればよいですね。

倉持 カナダのような、サブミッション前の議論のプロセスも、サブミッションの数が多すぎない理由の1つですが、もう1つの理由は、IFRSが世界のさまざまな国で適用

されて10年経つからだと思います。既存の基準に対してはこれまで多くのアジェンダ決定がなされており、類似の論点がすでに議論されていることが考えられます。

(5) 原則主義と細則主義

田中 IFRSは原則主義といわれていますが、解釈指針が増えることで、IFRSが細則主義に近づく可能性はありますか？

Stewart IFRSは原則主義といわれますが、当然のことながら細則も多くあります。他の多くの会計基準も原則と細則が混在しているのではないかと思います。

IFRSの構造についていえば、まず、基準の中に主要な規定を定めた原則があります。さらに、原則を特定の状況にどのように適用するかを具体的に説明した適用指針 (application guidance)⁶があります。また、IFRSには設例もあります。設例は、規定の理解を助けるための教育的なガイダンスとなります⁷。また、場合によっては適用ガイダンス (implementation guidance)⁷が定められることもあります。ただし、IFRS-ICは、多くの細則を生み出しすぎないように注意を払っています。

IFRS-ICが2014年5月に公表した、IFRS第11号「共同支配の取決め」に関する狭い範囲の修正を例に挙げましょう。これは、共同支配事業 (joint operation) が事業 (business) であった場合に、当該事業の持分を当初ないし追加取得した際の会計処理を改訂するものでした。改訂前のIFRS第11号は、その会計処理を明確に示していませんでした。IFRS-ICは、そのような取得に対して、IFRS第3号「企業結合」に定められた企業結合の会計処理の原則を適用しな

ければならないと決定し、IASBもそれを承認しました。IFRS-ICは、詳細なガイダンスを追加することも検討しましたが、それは適切ではないと結論づけました。さらに、IFRS-ICは、IFRS第3号のどの規則やガイダンスが適用対象となるかも特定しないことにしました。結果的に、IFRS-ICは、実務でばらつきが生じるリスクがあると考えられる主要な分野を3つか4つ識別し、IFRS第3号の原則が共同支配事業においてどのように適用されるかを説明するという対応をしました。つまり、IFRS第3号が関連するガイダンスを示しているとして、詳細な説明は行わなかったのです⁸。

倉持 日本では、日本基準や米国会計基準は細則主義で、IFRSは原則主義であることが過度に強調されていると感じています。Stewartさんがおっしゃったように、IFRSにも日本基準にも原則と細則の両方が含まれると思います。私の実務経験上、米国基準のもとでも、原則に基づく判断が求められるケースは当然ありました。原則主義対細則主義の議論は非常に単純化された議論であり、誤解を招く可能性があると思います。これは私見ですが、実務へ



IASB客員研究員

倉持巨一郎氏

の影響を考えた場合、原則主義か細則主義かは、基準の本質的な違いというよりも、原則と細則の程度に差があると考えた方がよいのではないかと思います。

竹村 私の個人的な考えですが、原則主義の基準とは、必ず原則があります。一方、細則主義の場合、原則がない規定があることがあります。取引自体が複雑になると、どの原則を適用するかに関するガイダンスや細則が期待されるでしょう。実務的な観点でガイダンスや細則が必要かもしれませんが、細則間で矛盾が生じないようにするためにも、その数は最低限に抑える必要があります。

3 IFRS-ICの最近の活動状況

田中 次に、IFRS-ICの最近の活動に関連してお聞きしたいと思います。Stewartさん、現在、IFRS-ICで審議をされている主要なアジェンダ項目について簡単に説明していただけますか？

Stewart ワーク・プランを参照ください（次頁の図表2参照）。現在、IFRS-ICが取り組んでいるものの1つが、「作業中」の欄にある、コア棚卸資産に関連した論点です⁹。操業を行うために、棚卸資産を一定の最低量だけ有形固定資産に恒久的に投入したままにしなければならないというケースに関連した論点です。ここで問題となっているのは、こうした「コア棚卸資産」がIAS第2号「棚卸資産」とIAS第16号「有形固定資産」のいずれとして会計処理されるかです。

また、不確実な税務上のポジションに係る税金資産の認識の可否に対して、どの基準を適用するかという

論点もあります。IAS第12号における「蓋然性（probable）」の閾値を適用するか、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」における偶発資産の「ほぼ確実（virtually certain）」の閾値を適用するかという問題です。

このほか、IAS第19号に関連した項目も2つあります。1つは、退職給付制度において期中に制度変更又は縮小が生じた場合（過去勤務費用が発生する場合）に、制度変更又は縮小の後の期間の勤務費用を計算するにあたって、割引率等の計算基礎をその時点で更新すべきかどうかを明瞭化するというものです。もう1つは、IAS第19号の解釈指針であるIFRIC第14号「IAS第19号－確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」に関連する論点で、基金や信託管理人が（企業の意思に関係なく）積立超過を財源に将来の退職給付を増額する権限を有する場合などでも、企業は積立超過を確定給付資産として認識できるのかというものです。

田中 倉持さんは、投資企業に関する狭い範囲の修正に取り組んでおられるとお聞きしましたが、その内容を説明していただけますか？

倉持 ファンドやプライベート・エクイティといった投資企業に関する会計処理は、2012年にIFRS第10号「連結財務諸表」を改訂する形で規定されました。2014年に強制適用されますが、この会計処理に関していくつかサブミッションが寄せられたため、IFRS-IC及びIASBが狭い範囲の修正を検討してきました。修正の方向性は、2012年にIASBが投資企業の会計処理の規定を公表した際の意図を明瞭化することです。6月

【図表 2】

アジェンダ暫定決定	
IAS1 財務諸表の表示	継続企業の前題に関する開示規定 (コメント期限：2014年6月9日)
IAS12 法人所得税	単一資産法人の繰延税金の認識 (コメント期限：2014年6月9日)
IAS34 期中財務報告	要約キャッシュ・フロー計算書 (コメント期限：2014年6月9日)
IAS39 金融商品：認識と測定	保有者における複合金融商品の分類 (コメント期限：2014年6月9日)
作業中	
IAS12 法人所得税	税務上のポジションが不確定な状況における税金資産の認識
IAS16 有形固定資産、IAS2 棚卸資産	コア棚卸資産
IAS19 従業員給付	制度改訂又は制度終了における再測定
IAS34 期中財務報告	要約キャッシュ・フロー計算書
IFRIC14 IAS19－確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係	独立した受託会社が管理する確定給付制度からの返還の可能性
IFRS2 株式に基づく報酬	新規公募における株式の機関売却価格と小売価格との差異
IFRS5 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業	処分グループにおいて認識されるのれんに関連する減損の戻入れ
IFRS5 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業	処分グループの評価減
IFRS11 共同支配の取決め	適用上の論点の分析
IFRS-ICで結論が出され、IASBにアクションが推奨された事項	
IAS8 会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	会計方針の変更と会計上の見積りの区別
IAS40 投資不動産	外見が建物とみられない構築物の会計処理
IFRS2 株式に基づく報酬	企業および取引先企業の双方の支配が及ばない偶発的な将来事象に基づき決済される株式報酬取引の会計処理

2014年6月現在

初めには公開草案を公表し、年内に最終化したいと考えています¹⁰。

(1) 包括的なアプローチ

田中 IFRS-ICは、狭い範囲の解決策を導くことが多いと思います。最近では、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の改訂に関連する複数のプロジェクトが同時並行的に審議されました。同じ基準について、繰り返し、狭い範囲で改訂することがないよう、IFRS-ICが包括的なアプローチをとることは考えられますか？

Stewart 同一基準に関係する改訂を1つにまとめる作業は、実は、すでに一部始まっており、今後も多くなると思います。現在、IASBは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に関していくつかの改訂公開草案を公表するための最終段階にあります。IFRS-ICは、IFRS第2号に関する多くの論点を検討し、そのうち4つをIASBに提言しました。IASBは、これら4つの論点をまとめて最近の会議で検討し、その中の3つの論点を改訂する公開草案を公表することを決定しました¹¹。なお、これらの3つの論点に係るサブミッションの提出者および提出時期はすべて異なります。私は、IFRS-ICが、個々の論点がサブミッションされる都度、適時に議論することは重要だと考えています。一方、IASBが議論して公開草案を公表するという局面においては、関連論点をまとめることに多くのメリットがあると思います。例えば、論点間の相互関係を確認できることや、公開草案が1つとなることで利害関係者もIASBも効率よく対応できることなどがあります。

田中 IFRS-ICは2014年の5月に、抛出又は名目的抛出のリターン

が保証されている従業員給付（いわゆるキャッシュバランプラン）に関する議論の継続を、2年にわたる長い議論の末、中止しました。IFRS-ICは、このような議論の中止をどのように判断していますか？また、議論に行き詰まってしまった場合にどのような対応がとられますか？

Stewart まず、IFRS-ICに提示される、ほぼすべての論点は、非常に難しいということがあります。難しいからIFRS-ICに提示されるので、当然といえば当然なのですが。

田中さんが指摘された従業員給付に関する論点は、以前にもIFRS-ICが取り組み、2004年に公開草案(IFRIC D9)を公表しています¹²。寄せられたコメントから、この論点が予想以上に難しいことが考えられたため、IASBがこの論点を主要プロジェクトの中で扱うこととなりました。退職給付会計全般を扱うディスカッション・ペーパー¹³の中で議論されましたが、それでも困難に直面し、結局、この論点はプロジェクトから外れました。

そして、2年前に、再度、この論点がIFRS-ICに提示されたわけです。この種の制度の重要性が世界的に高まっていること、そして、IAS第19号が2011年に大きく改訂されたことを踏まえてもう一度検討する価値があるのではないかと考えました。以前の審議から何年も経過していましたが、こうした制度に係る経験が積み重なり、考え方が発展してきたことも議論を再開する理由となりました。IFRS-ICは、改めてこの論点について、たび重なる審議を行い、さまざまな角度から検討を行いました。しかしながら、最終的にはIFRS-IC

が対応するには論点が広範すぎるという結論に至り、退職給付に関するより範囲の広いプロジェクトの一部として、IASB自身が将来取り組むべきものという判断になりました。不本意ではありますが、IFRS-ICのリソースの有効利用の観点からも断念をし、アジェンダ決定の公表によりこの論点の議論は終了しました。

4 IFRS-ICの将来の方向性

田中 次に、IFRS-ICの今後の方向性に関連していくつか質問したいと思います。特定の論点に関する協議を行うにあたり、IFRS-ICはどのような課題に直面していますか？

Stewart 先ほど申し上げたように、IFRS-ICに寄せられるサブミッションは、もともと難しい問題ばかりを扱っており、常に技術的な課題があります。ここ1年で多いのは、新基準や改訂基準に関する質問です。新たな文言を読めば疑問が生じるのは自然なことであり、それがIFRS-ICへのサブミッションにつながります。

2014年5月28日に公表された新しい収益認識の基準に関して、IASBは米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で、移行リソース・グループを立ち上げました¹⁴。このグループは、新基準に関連した質問を公の場で議論します。この基準の策定に関わった人が議論に参加しますし、必要に応じてIFRS-ICに論点を提示するよう対応することもできますので、有用なツールとして期待されています。

田中 IFRS-ICへの論点のサブミッションについて、円滑に審議されるため、IFRS-ICとして何か策を講じていますか？ また、IFRS-IC

の審議に対する関心を高めるため、さらにはアウトリーチへの関与を増やすための措置などあれば教えてください。

Stewart サブミッションが円滑に審議されるためには、電話会議やテレビ会議などを通じて提出者とコミュニケーションを図ることで、我々が論点を適切に理解することが重要であり、それが、IFRS-ICでの審議に役立つと考えています。また、アウトリーチ活動は、実務で生じているばらつきを把握するうえで重要です。IASBやIFRS-ICは、十分な証拠に基づき論点について議論することが重要だと考えていますので、実際の事例を把握することは大切だと感じています。

竹村 論点のサブミッションに関して推奨していることはありますか？



IFRS財団アジア・オセアニアオフィス
ディレクター 竹村光広氏

Stewart IFRSに関する知識や理解を共有するためには、議論することが有用だと思います。先ほど、カナダにおけるIFRSのディスカッション・グループによる、国内での経験を共有するためのフォーラムについて話をしました。私が欧州やカナダ企業と仕事をした経験では、IFRSに移行する際に企業同士がお互いに

論点を話し合うことが大変役に立っていました。日本でもIFRSを適用する企業同士が、直面している問題を話し合い、共通の論点を識別し、経験を共有することは、大変有用ではないでしょうか。国内だけではなく、すでにIFRSへ移行しているカナダや欧州、アジアの企業の対応方法を知ることも有益です。自身が直面している問題と同じ問題に、他の企業が直面し対応した可能性があるからです。

一方、新しい論点が生じることもあるでしょう。その場合、企業同士で検討することで解決策が見出されるかもしれません。中には、IFRS-ICに論点をサブミッションし、支援を求めるべきものもあるでしょう。過去には、IFRSを初度適用する国から提示された論点が、IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」の改訂につながったことがあります。今後、日本から提出される論点についてもしっかりと対応したいと思います。

竹村 利害関係者の中には、IFRS-ICはより有用に、より多くの解釈指針を公表すべきと考える人がいます。しかし、IFRS-ICのリソースには限りがありますし、IFRSは原則主義であるため、解釈指針は最低限に抑えるという方針もあります。これまでの話を聞いて、これを解決する対応の1つは、利害関係者間の議論を促進することだと思いました。先ほど触れていた収益基準に係る移行リソース・グループがそのよい例だと思います。収益認識の新基準を適用する際に生じる実務上の論点について関係者が話し合う結果、IFRS-ICに論点が提示される可能性があるということでした。このグルー

ブが独自に論点を解決する可能性もあり得ますか？

Stewart 私の理解では、移行リソース・グループが独自で結論を出すことはありませんし、ガイダンスを公表することもあります。このグループは、人々が議論を行い、経験を共有する機会を提供するだけです。このグループが、IFRS-ICや米国会計基準の解釈を司る米国緊急問題検討委員会（EITF）に論点をサブミッションする可能性はあります。

竹村 このグループは結論を出すことはないものの、議論を通じて基準の適用方法に関して企業が自信を深めることを目的としているのですね。

田中 IASBが、IFRS-ICの提案を棄却することもありますね。例えば、最近ですと、継続企業の前提の開示や株式報酬に関する提案などが棄却されました。IASBとIFRS-ICが互いにより協調的に対応する可能性はありますか？

Stewart IFRS-ICとIASBはさまざまな方法で見解の調整を行っています。我々は、IASBにIFRS-ICの取組みの内容を定期的に説明しています。特に、IFRS-ICで新しい解釈指針等の作成の方針が決定された際には、IASBに早い段階で説明し、IASB理事の反応を聞いて、IFRS-ICにフィードバックします。

例えば、先ほど説明しましたコア棚卸資産の論点に関して、2014年3月のIFRS-ICの会議である決定がなされ、私たちは、IASBの同年4月の会議でその決定内容を説明しました。同年5月のIFRS-IC会議では、IASBの理事から示された考え（絞るべき論点やガイダンスを提供すべき事項）を非公式に情報共有するこ

とができました。私は、IASBとIFRS-ICの間で適時に意思疎通を図り円滑なコミュニケーションを続けることで、IFRS-ICにおいて早めに対応することが可能となり、その結果、異なる結論に至る回数を最小限に抑えることができると考えています。とはいえ、最終的に基準を改訂するかどうかの責任はIASBが有していますので、IASBで十分に議論されることは重要です。

5 日本のIFRS-ICへの貢献

田中 次に、IFRS-ICの活動への日本の貢献に関して教えてください。

Stewart 日本から多くのスタッフがIFRS-ICに派遣されています。1名が新たに赴任し、現在は、2名の日本人スタッフがいます。このほか、IFRS財団及びIASBの組織のすべてのレベルで日本の方々が大きく貢献しています。

田中 スタッフへのアジェンダの割当てはどのように決めているのでしょうか？ サブミッションの中の論点がある国・地域固有の事情に関連している場合、その国や地域のスタッフでない限り、その背景の理解に多くの時間を割かなければならないと思います。例えば、日本から提示された論点に日本人スタッフを割り当てるなど、その国・地域のスタッフをその論点に割り当てることで、より効率的に対応できるようにも思われます。

Stewart ある国・地域から提出された論点に、その国・地域のスタッフを割り当てるならば、ご指摘のような利点があるでしょう。その一方、別の国・地域からのスタッフがその

論点を担当することにより、より大きい利点が得られるとも考えています。異なる視点をもたらすことができ、より幅広い見解を得ることができ、さまざまなバックグラウンドを持つ人が集まり、同じ論点について議論することで、その論点を解決するための新しいアイデアや新しい方法が生まれる可能性があります。それは大きな強みとなるのです。私たちが策定しているのは国際的な会計基準ですので、国際的な視点を取り入れることが重要です。

6 アジア・オセアニア オフィスの利用

田中 次に、竹村さんに、IFRS財団アジア・オセアニア オフィスとIFRS-ICの関係についてうかがいたいと思います。アジア・オセアニア オフィスは、IFRS-ICを含むIASBの活動に関して、アウトリーチ活動のサポート、アジア・オセアニア地域で生じた論点の分析、リサーチ・ペーパーやテクニカル・ペーパーの作成などの対応ができると思いますが、今後の展望について何かコメントはありますか？



公認会計士

田中弘隆氏

竹村 7月から2名のテクニカルスタッフがオフィスに来る予定で

す。彼らの任務は別にありますが、それでも空き時間があれば、Stewartさんの仕事をサポートすることも可能かもしれません。しかし、IFRS-ICの業務を行う際には、業務権限の問題があります。つまり、IFRS-ICに関する活動は、私ではなくStewartさんの責任下となるということです。アジア・オセアニア オフィスの組織体制にも関連してくるため、今後、検討が必要です。私としては、このオフィスがどんどん大きくなって、現地雇用したスタッフが、このオフィスのためだけでなくStewartさんを含むロンドンの人たちと一緒に、IFRS-ICやIASBの論点に取り組めるようになることを願っています。

以前、IFRS-ICの議長であるWayne Upton氏と話した際、日本のスタッフは、利益相反を避けるために日本から提示された論点に取り組むべきではないという意見を聞きました。先ほど、Stewartさんも、基準が国際的であるために、スタッフは自国以外の論点に取り組んだ方がよいとおっしゃいました。このオフィスが国際的な組織の一部として機能し、ここのスタッフがアジアの論点ではなく世界的な論点に取り組むことができると考えています。

Stewart アジア・オセアニア オフィスがIASBやIFRS-ICの活動において、今後、重要な役割を果たす可能は大にあると思います。アジア・オセアニア地域は、サブミッションの数や、アウトリーチによるフィードバックなどにおいて、IFRS-ICに非常に重要な貢献をしています。アジア・オセアニア オフィスからのあらゆる形での支援を私は歓迎します。

7 おわりに

田中 Stewartさんと倉持さん、今日はお忙しい中、IFRS-ICの活動について興味深いお話をありがとうございました。読者に有益であり、日本の関係者によるIFRS-ICの活動へのさらなる貢献への足がかりになるものと確信しています。

竹村 田中さん、進行ありがとうございました。締めくくりとして、倉持さん、読者の皆様にメッセージがあればお願いします。

倉持 本日は改めて、IASBは真に国際的な組織であることを強調したいと思います。30か国以上から来た人々が一緒になって、高品質な国際基準を策定するという1つの目標に、日々、取り組んでいます。日本も、モニタリング・ボード、評議員会、IASB、IFRS諮問会議、IFRS-IC、会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)の活動に関係者が積極的に関与しています。IFRSは、日本を含めた世界の国々が一緒に作っている基準だといえると思います。

竹村 それでは最後に、Stewartさんも読者の皆様に向けてメッセージをお願いします。

Stewart IFRSを採用する日本企業の数が増えていると聞いています。これはとても素晴らしいニュースです。本日お話したように、企業は、IFRSを適用する際に直面する問題やその対応について議論することが重要ですが、議論しても答えが出なければ、IFRS-ICに論点のサブミッションをしてほしいと思います。これまで、他の国々がIFRSに移行する際に複数のガイダンスを出してきましたように、IFRS-ICは、日本企

業がIFRSを適用するうえで問題が生じた場合に、支援できる可能性があることがこのインタビューを通じて伝われば幸いです。本日はありがとうございました。

〈注〉

- 1 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/press/20130918.jsp
- 2 「憲章（グローバルな財務報告基準の開発及び維持管理のための協働）」 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/others/other_20140530_j.pdf（ASBJ仮訳）

51項一部抜粋

「～以下の場合を除いて、他の会計基準設定主体はIFRSについての独自の解釈指針の作成を控えることになる。

- (a) 他の会計基準設定主体が、根拠となる調査研究を実施した後、前述のプロセスを経て、ある論点が、当該特定の法域では一般的である特定の状況のために法域特有のものであると結論を下す場合
- (b) 前述のプロセスでは適時な成果が生じないため、暫定的な解決策が特定の法域において必要とされている場合」
- 3 ASCG Implementation Guidance 1 (IFRS)*, ASCG IG 1 (IFRS) issued in December 2012 “Specific

Issues Relating to Accounting for Partial Retirement Arrangements in Accordance with IFRSs”

- 4 IFRS財団が刊行する「A Guide through IFRS」には、IFRSの全文（結論の根拠等を含む）が記載され（この点では、いわゆるレッドブックと同じ）、さらに、過去のアジェンダ決定が、関連する基準の該当する項目に紐づけて脚注に記載されている。
- 5
 - <http://www.frascanada.ca/international-financial-reporting-standards/ifrs-discussion-group/about-the-group/index.aspx>
 - 金融庁「IFRSに関する北米調査出張（カナダ）調査報告」 http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryousoukai/20120217/04c.pdf
- 6 適用指針の有無は基準によって異なる。
- 7 適用指針は強制力はあるが、設例と適用ガイダンスは強制力がない。
- 8 改訂IFRS第11号では、共同支配事業に対する持分を取得し、その共同支配事業がIFRS第3号の事業の定義を満たす場合には、当取得に関する会計処理はIFRS第3号および企業結合に関連する他のIFRSに従うことが定められている（A21項参

照）。

- 9 解釈指針の作成の可能性まで議論されているが、7月の会議で、急遽、却下された。
- 10 2014年6月公表 公開草案 “Investment Entities : Applying the Consolidation Exception” <http://www.ifrs.org/Alerts/Publication/Pages/Exposure-Draft-Investment-Entities-Appling-the-Consolidation-Exception-June-2014.aspx>
- 11 2014年6月IASB Update <http://media.ifrs.org/2014/IASB/June/IASB-Update-June-2014.pdf>
- 12 IFRIC D9 “Employee Benefit Plans with a Promised Return on Contributions or Notional Contributions”
- 13 2008年公表。遅延認識の廃止を扱ったもの。 [http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Post-employment-Benefits-\(including-Pensions\)/Discussion-Paper-and-Comment-Letters/Documents/DP_AmendmentsstoIAS19_WEBSITE.pdf](http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Post-employment-Benefits-(including-Pensions)/Discussion-Paper-and-Comment-Letters/Documents/DP_AmendmentsstoIAS19_WEBSITE.pdf)
- 14 <http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/FASB-and-IASB-announce-the-formation-of-Joint-Transition-Resource-Group-for-Revenue-Recognition-June-2014.aspx>

	教材コード	J 0 2 0 7 0 0
	研修コード	2 1 0 3
	履修単位	1単位